２０２６年8月

令和８年８月 27 日からの大雨に伴う災害により
被害を受けられました皆さまへ

全管協れいわ損害保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和８年８月 27 日からの大雨に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大 2 カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

≪弊社担当窓口≫

お客さま相談窓口:0120－018－216

受付時間:9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

■災害救助法適用地域と法適用日

適　用　地　域		法適用日
富山県	高岡市（たかおかし） 氷見市（ひみし） 小矢部市（おやべし） 射水市（いみずし）	2026年8月27日（木）
石川県	羽咋市（はくいし） 羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち） 羽咋郡宝達志水町（はくいぐんほうだつしみずちょう） 鹿島郡中能登町（かしまぐんなかのとまち）	2026年8月27日（木）
福井県	福井市（ふくいし） 大野市（おおのし） 勝山市（かつやまし） あわら市（あわらし） 坂井市（さか いし） 吉田郡永平寺町（よしだぐんえいへいじちょう）	2026年8月29日（土）

以上